

第 18 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成 21 年 11 月 6 日（金）10:00～12:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者 阿藤部会長、津谷部会長代理、安部委員、嶋崎専門委員、橋本専門委員、審議協力者（文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県）、事務局（乾内閣府統計委員会担当室長、浜東総務省調査官他）、調査実施者（上田国民生活基礎調査室長他）

4 議 題 国民生活基礎調査の変更について

5 議事録

阿藤部会長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から「第 18 回人口・社会統計部会」を開催いたします。

私、統計委員会人口・社会統計部会の部会長を務めます阿藤でございます。よろしくお願いいたします。

今回の部会では、10 月 30 日の第 27 回統計委員会におきまして総務大臣から諮問された「国民生活基礎調査の変更について」に関する審議を行います。

今回、審議に参加いただく委員と専門委員につきましては、お手元に資料 1 として名簿が配付されておりますが、委員、専門委員、審議協力者、事務局、調査実施者の順に簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、岩崎専門委員と玄田専門委員は、本日は御欠席です。

それでは、委員の方々から。

安部委員 北海道大学公共政策連携研究部の安部と申します。労働経済学を専門にしております。どうぞよろしくお願いいたします。

津谷委員 慶應義塾大学経済学部の津谷でございます。専門は人口学、人口統計学、分析法などをやっております。どうぞよろしくお願いいたします。

嶋崎専門委員 早稲田大学の嶋崎でございます。社会学を専門にしております。よろしくお願いいたします。

橋本専門委員 東京大学医学系研究科の橋本でございます。専門は公衆衛生学になります。よろしくお願いいたします。

文部科学省 文部科学省調査企画課の小新と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

農林水産省 農林水産省の山本と申します。本日は代理で参りました。よろしくお願いいたします。

いたします。

経済産業省 経済産業省の統計企画室長の今井でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

国土交通省 国土交通省総合政策局の稲本です。よろしくお願いいたします。

東京都 東京都福祉保健局副参事の高橋といたします。どうぞよろしく申し上げます。

神奈川県 神奈川県保健福祉部地域保健福祉課の荏原と申します。よろしくお願いいたします。

阿藤部会長 事務局の方、申し上げます。

内閣府乾担当室長 内閣府統計委員会担当室の乾と申します。よろしくお願いいたします。

総務省浜東調査官 総務省政策統括官室の浜東でございます。よろしく申し上げます。

総務省桑原主査 同じく政策統括官室の桑原と申します。よろしくお願いいたします。

総務省内山副統計審査官 同じく内山でございます。よろしく申し上げます。

阿藤部会長 調査実施者の方。

厚生労働省上田室長 厚生労働省大臣官房統計情報部国民生活基礎調査室長の上田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

厚生労働省國光室長補佐 同じく國光でございます。よろしくお願いいたします。

厚生労働省鈴木室長補佐 同じく鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

厚生労働省齋藤室長補佐 同じく齋藤でございます。よろしく申し上げます。

阿藤部会長 どうもありがとうございました。

まず、部会には、部会長の指名により部会長代理を置くこととされております。本部会の部会長代理を津谷委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 それでは、津谷委員、よろしくお願いいたします。

まず、部会審議の方法について、皆様の御了解を得ておきたいと思っております。御承知かと思っておりますが、統計調査の実施の根拠法である統計法では、統計調査の計画の承認の基準というものが定められております。総務省政策統括官室がその基準に則して事前審査をした結果が審査メモとしてこの部会に示されております。これについては後ほど説明があります。ついては、基本的にこの審査メモに沿って今回の調査計画の審議を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、本日の配付資料及び今後のスケジュールについて、総務省政策統括官室の浜東調査官に説明をお願いします。

総務省浜東調査官 それでは、お手元の資料の確認からさせていただきたいと思っております。

議事次第にもありますけれども、まず、資料1としまして「人口・社会統計部会構成員名簿」を付けております。

次に、資料2は2 - 1 ~ 2 - 4まで4種類ございまして、先だって統計委員会に諮問さ

せていただいたものでございます。資料 2 - 1 が「諮問第 21 号 国民生活基礎調査の変更について（諮問）」、資料 2 - 2 が「諮問の概要」、資料 2 - 3 が「国民生活基礎調査の概要」、資料 2 - 4 が「国民生活基礎調査の主な改正内容」となっています。

次に、資料 3 といたしまして、こちらが調査実施部局である厚生労働省から総務省に提出されました基幹統計調査の変更についての申請一式でございます。これは 3 - 1 ~ 3 - 7 まででございます。タイトルだけ申し上げます。3 - 1 が「基幹統計調査の変更について（申請）」、3 - 2 が「申請事項記載書（新旧対照版）」、3 - 3 が「申請事項記載書（変更反映版）」、3 - 4 が「調査票」、3 - 5 が「調査票新旧対照表」、3 - 6 が「国民生活基礎調査の実施の必要性」、3 - 7 が「国民生活基礎調査結果の利用状況」となっております。

続きまして、参考資料を付けてございます。参考 1 といたしましては「平成 22 年国民生活基礎調査の体系」。

参考 2 といたしまして「平成 19 年国民生活基礎調査に係る統計審議会答申」。

参考 3 といたしまして「平成 19 年国民生活基礎調査に係る統計審議会答申で示された『今後の課題』への対応状況」。

参考 4 といたしまして「平成 20 年国民生活基礎調査試験調査（所得票自計化）の結果概要」でございます。

続きまして、席上配付資料という形で資料を付けさせていただいております。席上配付資料 1 といたしましては「人口・社会統計部会日程」で、10 月～1 月の間の日程表を付けてございます。

席上配付資料 2 が、先ほど部会長からも説明ありました「審査メモ」でございます。

席上配付資料 3 が、調査実施部局である厚生労働省が作成した「審査メモで示された論点に対する回答」でございます。

席上配付資料 4 といたしまして、「第 27 回統計委員会において出された意見等の概要」を付けております。

さらに、本日、安部委員から、御意見及び確認事項等についてメモを頂きましたので、こちらについても一番下に付けさせていただいております。

以上でございます。漏れ等ございましたら、事務局の方で用意いたしますので、お申しつけください。

続きまして、審議のスケジュールについて、席上配付資料 1 を見ながら説明させていただきたいと思っております。1 月に統計委員会から答申を頂くというスケジュールを勸案しますと、本年中、本日の部会を含めて 11 月、12 月で 3 回の部会審議をさせていただきたいと思っております。本日の部会審議では、席上配付資料 2 で付けております私どもの審査メモに沿って、調査計画に対する、私どもで行った事前審査結果での問題意識なり、または状況等について説明させていただきまして、その後、それに対する調査実施部局からの回答を頂きたいと思っております。それらを踏まえまして、委員、専門委員の皆さまから御意見、

御質問を頂くということを予定しております。

次が11月30日に第2回の部会の開催を予定しております。その部会では、今回の部会で積み残しになってしまった事項、または委員の皆様から頂いた御質問等で、この場では検討を要するために答えられなかったものにつきまして、調査実施部局なりが回答を用意いたしますので、それを踏まえた上での質疑、検討を行っていただきたいと思います。

2回目の部会が終了した段階で、それまでの審議結果を踏まえて、部会長の御指示に基づいて事務局で答申案を作成したいと考えております。この答申案につきましては、3回目の部会の前に電子メールなどで委員の皆様にも事前にお送りしまして、御意見を頂いた上で、更に答申案をとりまとめまして、第3回の部会で答申案についての審議をお願いしたいと、このように考えております。

第3回目の部会は12月21日月曜日を予定してございます。それらを踏まえた上で、来年1月に統計委員会から答申を頂きたいと、このように考えております。

なお、先ほども部会長から御説明がありましたけれども、審議に当たりましては、統計法で示されております3つの基準、基幹統計の作成目的に照らした必要性及び充分性の観点、統計技術的な合理性及び妥当性の観点、他の統計機関調査との重複の範囲の合理性の観点、これらの3つの観点から御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、早速審議に入らせていただきます。

なお、通常の部会審議では、初めに調査実施者から調査計画の説明を頂いておりますが、今回は部会が計3回と少ないこともあり、皆様、調査計画の内容については一応、事前にお送りして御承知済みかと思っておりますので、特別に省かせていただき、先ほど浜東調査官からお話があったとおり、審査部局である総務省政策統括官室からは審査メモの説明をお願いし、調査実施者である厚生労働省からは審査メモの論点に対する回答をお願いしたいと思います。

それでは、早速、審査メモについて、引き続き浜東調査官に説明をお願いいたします。

総務省浜東調査官 それでは、席上配付資料2の審査メモに基づいて説明を進めさせていただきます。

まず、調査方法の変更が今回計画されてございます。今回は、所得票について、他計方式から自計方式に移行するという変更を予定しております。これは、昨今の国民の個人情報保護意識の変化に起因いたしまして、なかなか質問項目に答えていただけないとか、接触できないとか、そういう問題がございまして、国民の調査への理解、または協力意識の低下、更には調査員の負担増に対応した措置となっております。

この自計化を実施するに当たりましては、厚生労働省では、記入方法の説明や調査事項

のレイアウト等について、調査票をいろいろと工夫いたしまして、報告者の負担の軽減も図るということを考えておりますし、また、平成 20 年の 7 月には、その工夫した調査票を利用して試験調査を実施いたしまして、その結果では、自計化に特段の支障が見られないとしてされていることから、私どもといたしましては、この自計方式への変更については特段の問題がないと現時点では考えているところであります。しかし、この部会で更に工夫すべき事項なり、また改良できるところがありましたら、御指摘いただければと考えております。これが調査方法についての変更点でございます。

続きまして調査事項についての変更です。調査事項の追加として、1 つは、学歴の追加を想定してございます。これにつきましては、従来からも学歴の追加という要望はございましたけれども、報告者の忌避感がある項目であるということで、なかなか調査事項に含められてこなかったものですが、学歴というものは、世帯に関する基本的な情報であって、他の健康状態とか所得、それらのものとクロス集計することによって、より有用なデータが得られるのではなかろうかと考えており、また、先ほど申しました試験調査の中で、この項目についても加えてみたところ、特段の支障が見られなかったとされておりますことから、学歴の追加に特段の問題はないのではなかろうかと考えております。

続きまして、同居していない者の人数の追加を考えております。ちょっと分かりにくいですが、従来、生計を一にする世帯の中で同居していない者については、学業や仕事といった事由別の有無はとらえておりました。今回は、それにつきましては、事由別に何人の者が同居していないかということをとらえるというふうに変更しようと考えております。

これについては、私どもは、追加することについて大きな問題は見当たらないと考えておりますけれども、具体的な利用方法は何かということに疑問が残っておりまして、論点といたしましては、同居していない者の人数を新たに把握することについて、研究者等の一般利用者や行政施策上の需要が存在するのかという具体的な必要性について確認したいと、このように考えてございます。

続きまして、健診後の特定保健指導等の状況の追加を考えてございます。特定保健指導、いわゆるメタボ診断の結果指導でございます。これは、生活習慣病の予防のため、特定保健指導が平成 20 年から新たに開始されたということで、本調査で指導状況について把握したいとするものでございます。これは政策上の需要から追加されたものであり、追加自体については、特段の問題はないと考えております。

しかしながら、この項目を追加するに当たって、従来は健康診断を受けた者が健康診断で何らかの指摘を受けた、受けていないにかかわらず、健康診断の結果、どういうふうに意識が変化したかということについても問うという形式にしておりましたけれども、今回の変更の結果、その意識の変化について問うのは指摘を受けた者に限定されているというところがございますので、この点について、今回の変更で妥当であるかどうかということを確認したいと、このように考えてございます。

次に、子宮がん及び乳がん検診の過去2年間の受診実績の追加を予定しております。厚生労働省では、がん検診の受診率を50%に上げるという目標を掲げて施策を推進しておりますが、従来の調査では、過去1年間の受診状況を把握するという形になっていた一方、子宮がん及び乳がんにつきましては、2年に1回受診すればいいという制度になっております。そのため、過去1年間は受診していなかったけれども、その前は受けているという方の把握に若干漏れが出ていたということでもありますので、これについては特段の問題はないと考えております。

ただ、後で調査票を見ていただければと思いますが、過去1年間のがん検診の状況を把握する項目の中にも乳がん及び子宮がんが含まれておりまして、さらに、女性については、補問で、乳がん及び子宮がん検診を過去2年間に受けましたかという問いの形になっており、若干重複感があるということで、これについて何らかの工夫ができないものかということを考えております。

次に、児童手当等の追加を考えてございます。従来、児童手当等につきましては、所得票の中の「その他の社会保障給付金」というところで包含して把握することになっておりました。しかし、昨今の少子化問題等に対応するというところで、この児童手当等を分離して把握するという方式を取っております。これについては、問題はないと考えてございます。

報告者負担につきましても、従来から「その他の社会保障給付金」を記入するに当たっては、当然この児童手当等についても合算しなければいけなかったということもありますので、報告者負担の増加も見られないと、このように考えております。

これら調査事項の追加の一方で、調査事項の削除を2つ考えてございます。

1つは、1日の平均の片道通勤時間の削除を考えてございます。これにつきましては、世帯票からの削除でございます。平成16年及び19年の大規模調査で把握した事項でございまして、調査の結果、平成16年及び19年でそれほど傾向に変化がなく、一定の成果が得られたということで、報告者負担軽減という観点から、この事項については落としたいと考えております。

もう一点、世帯を別にしている子の人数の削除を考えてございます。これは、生計は別にしておりまして、独立して他の世帯を構えた子供が何人いるか、これを把握することによって、経済的支援や介護支援等を量的に分析できるのではなからうかということ想定して追加された項目でございますけれども、集計の結果、その相関を測ることがなかなか困難であったということから、今回削除しようと考えてございます。

これら2点については、調査事項の追加による報告者負担も勘案いたしまして、現時点では私どもとしては適当ではないかと考えてございます。

次に、「その他」ですが、これは、前回の国民生活基礎調査の変更に関する答申での指摘事項でございますけれども、所得と健康状態の変化を把握する事項の追加ができないかという課題を頂いておりました。

これについて、厚生労働省でいろいろと検討したわけですが、結果といたしましては、過去の情報を報告者の記憶に基づいて書いてもらうことが必要になり、報告者負担の観点からも、調査事項として今回取り入れるのは困難ではないのかと、このように考えてございます。

私どもといたしましても、これについては、集計事項の工夫等で対応できることではなからうかと考えまして、今回、本件について見送るのは妥当だと、このように現在考えているところでございます。

次に、集計事項ですが、今回は集計事項について、追加するものと削除するものがあります。大体でいきますと、今回の集計事項の追加事項は約 60 項目ございます。対して削除項目は約 500 項目ございます。厚生労働省といたしましては、削除事項に関しては、行政での活用の有無を物差しにして削除を判断したとしておりますけれども、私どもといたしましては、まず、現在、厚生労働省が予定している追加事項のほかに、有用で追加すべき集計事項はないか。例えば、先ほどの所得と健康状態の関係について何か工夫はできないのか。または、削除するとされている事項について、研究者等の一般利用者にとって有用で、それを削除すると問題が生じるといったものがないか、論点として考えております。

次に、心の状態に関する調査事項の集計方法でございます。心の状態に関する調査事項は、平成 19 年に追加されたものです。この心の状態に関する調査事項については、一般的には、回答結果を点数化して分析と言われておりますが、現在は、調査結果を点数化した表章はされていません。現時点では、厚生労働省といたしましては、点数化ということも含めまして、適切な表章方法について、なお検討の余地があるということで、今回も点数化した結果表の作成は見送りたいとしております。

これに対して、私どもといたしましては、この項目を点数化した結果表の作成を見送ることについて、妥当か否かということをご検討していただければと、このように考えてございます。

次に、母集団推定の方法です。国民生活基礎調査の母集団推定につきましては、いろいろと問題点が研究者の方から指摘されてございます。例えば、単独世帯数について、本調査の結果で推定された母集団値が、国勢調査で把握している数よりも少なくなっているということがございまして、これについて、理由なり、更にはそういう問題を解消する方法について検討する必要があるということをご指摘されているところでございます。

これにつきましては、厚生労働省でも検討を続けてございます。現時点での厚生労働省の見解といたしましては、といたしまして、単独世帯と 2 人以上の世帯の回収率を算出するためには、各調査地区における正確な世帯構造別世帯数の情報が必要であり、この情報としては、本調査の実施に当たり作成する世帯名簿を用いることが最も適切であるが、この世帯名簿は、面接不能世帯の存在から、正確に把握することが難しいということを挙げております。

次に、といたしまして、単独世帯の中でも年齢層によって回収状況が異なっておりまして、単独世帯を一律に復元しても正確な数字が出ないおそれがあるということを申しております。

この点について、難しいという状況は十分理解できるということをごさしまして、私どもといたしましては、今回の調査において何らかの変更をするのは難しいのではないのかと考えております。論点といたしましては、まず、今回見送ることについて適当か否かということ、更に今後、母集団の推定方法を変更する場合には、どのような工夫をすればいいかということについて、具体的な提案を頂ければありがたいと、このように考えております。

続きまして、調査結果の利用でございます。これにつきましては、新統計法下で進められている二次利用ということで、匿名データとか、オーダーメイドというような集計方法を考えてございます。

厚生労働省では、当面、平成16年に実施された本調査の調査票情報につきまして、匿名データ化を考えておりまして、それについては、平成22年以降に提供ができる予定であると聞いております。その後、順次匿名データの対象の拡大を進めるという方向でございます。これについては、問題ないものと考えてございます。

最後に、これは非常に難しい問題でございますけれども、報告者の協力確保ということで、先ほどの母集団推定のところでもありましたように、回収率の増加と結果精度の向上を図ることを目的といたしまして、厚生労働省では、所得票の自計化、調査票の配布前に報告者に文書で周知を行う、また、よく言われておりますようなオートロックマンションでの対応ということで、管理人等に協力を依頼する、カラーコーディネーター等からの助言を受けて調査票を工夫する、または健康票の見やすさを確保するため、従来付けていた読み仮名を削除する、このような方法を考えてございます。これについては、百点満点というのはなかなかないのでございますけれども、更に工夫すべき点について御示唆いただければと、このように考えてございます。

以上が、私どもが現時点の審査で考えております疑問点なり、または考え方でございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今説明のあった審査メモの論点、都合7つほどございましたが、それに対する回答について、厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課国民生活基礎調査室の上田室長から説明をお願いします。

厚生労働省上田室長 上田でございます。よろしくお願いたします。

ただ今審査メモで示された論点に対する私どもの考え方を席上配付資料3によって御説明申し上げますので、どうぞ御覧ください。

まず、同居していない者の人数の追加を世帯票でしたことについて、研究者等の一般利用者や行政施策上の需要は存在するかということでございます。

なぜこの項目を新たに追加したかと申しますと、統計委員会の基本計画部会第3ワーキンググループの第6回議論において、一橋大学の井伊委員から、医療介護の shadow economy となっているインフォーマルケアの部分を考慮する上で、国民生活基礎調査の介護票や世帯票は不可欠だと、こういう御意見を頂きました。

また、同部会の第2ワーキンググループのサブワーキンググループ第3回目の議論におきまして、慶應義塾大学の駒村委員から、私どもの調査は施設入居者の状況をとらえていないということに対して、やはり施設入居者の状況についても、大規模調査としてそこは把握すべきではないか、要するに世帯の外の世帯員の状況も把握すべきではないかと、こういう御意見を頂いておりました。

どういふふうにそれに対応すればいいかという検討を行ったわけでございます。直接的に、例えば、代行調査をするということには至らないわけでございますけれども、世帯にいない世帯員の情報をよりの確に把握するために、現在調査事項としてある同居していない者の有無に加えて人数を把握することといたしました。その数を把握することによって、経済的な負担に違いがあると考えられることがございますので、家計支出額や、あるいは仕送り額への人数による影響を把握して、結果を分析する上での基礎資料となると考えております。ただ、これは行政施策上需要があるかと申し上げれば、ないということでございます。

2つ目、健診後の特定保健指導等の状況の追加を健康票でしたわけでございますけれども、健康管理に注意を払うようになったかという従前からの問いが、健診等において指摘を受けた者のみが回答することになってしまったのは適当かということでございます。

これは、平成20年度から、特定健康診査いわゆるメタボ健診というものが始まったわけでございます。こういう政策的な背景を受けまして、保健指導の状況を平成22年の健康票において取り込んで、健診等や保健指導についての効果を明確に測ることを第1の眼目にすべきという行政施策担当部局からの意見も踏まえまして、健診等や保健指導を受けたことをきっかけに自分の健康管理に注意を払うようになったかと調査事項を変更したものでございます。

3点目、子宮がん及び乳がん検診の過去2年間の受診実績の追加を健康票にした点につきましては、過去1年間の受診実績と過去2年間の受診実績を別の設問にすることは適当かという論点でございました。

がん対策基本計画におきましては、平成22年国民生活基礎調査の結果によって23年度中に評価を行うこととしております。その中で時系列把握を正確に行うため、これまでと同様の過去1年間のがん検診の受診状況のデータが必要であると、これは行政施策上必要だという行政施策担当部局からの意見がございました。さらに、これに加えて、厚生労働省の指針により子宮がん及び乳がん検診は2年に一度受診すればよいとされていることから過去2年間の受診状況についても、新たに把握してほしい、こういう必要が生じたことから、別の設問といたしたものでございます。

続いて、集計事項の変更でございますけれども、私ども、新たに追加した集計事項もございますし、削除した集計事項がございますことは、先ほどの審査メモの御説明にあったとおりでございます。その中に研究者等の一般利用者にとって有用であって、引き続き作成すべきものが含まれていないかという論点につきましては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」の別表に私どもの調査に係る検討事項で、所得と健康状態といった調査票間でのクロス集計を充実するよう求められています。そういうものの充実も図りましたし、あるいは正規、非正規の違いによる新しい雇用分析を行った集計事項もございます。

削除する集計事項につきましては、厚生労働行政におけるニーズに乏しいものを削除したものでございますけれども、他に追加すべきもの、削除すべきもの、または引き続き集計すべきものがあれば、御意見を伺いたいと存じます。

続いて、心の状態に関する調査事項（いわゆる「K6」）の集計方法でございますけれども、K6を点数化した結果表の作成を見送ることは適当か、あるいは今後、点数化を含めてK6の表章はいかがすべきかという論点でございます。

私どもは、このK6の集計につきましては、平成20年度、更に今年度も研究を行っている段階であり、22年調査においては点数化した結果表の作成を見送ることにしたものでございます。

それから、母集団推定の方法でございますけれども、今回、母集団の推定方法の変更は見送ったわけでございますけれども、それは適当か、あるいは変更する場合はどのような方法が適当かという論点でございます。

先ほどの審査メモの内容と若干重複があるかもしれませんが、私どもが母集団を推定するのは、例えば、世帯類型、世帯構造というものを推計するわけです。世帯数が何千万世帯あって、そのうちに母子世帯が幾らあって、こういう形で推計をやっているわけでございますけれども、他の基幹統計調査、特に国勢調査の結果との間に差異を生じている。私ども、調査をやっている上で一番の問題は、調査票の回収率が偏っている。一律の回収率の偏り方ではなくて、例えば、若年の男性の回収率が低いとか、あるいは80歳以上の女性が施設に入っている関係で、私どもはそこを捕捉していないというような回収率の偏りから生じる非標本誤差の影響にある可能性が大きいと考えております。

無回答データを考慮した母集団推定方法の改善につきまして、平成15年に、どうしたら世帯員名簿レベルで精緻化を図れるかということを検討いたしまして、2つ方法を考えました。それで、平成17年～19年調査において、その2つの方法を試みました。

1つは、住民基本台帳（住基）の台帳の情報で何とか世帯員の情報を取れないか。つまり、私どもの調査は5種類の調査票がありますけれども、そういう調査事項がすべて住基から取れるものではないけれども、母集団の推定に役立つような情報ぐらいは住基から取れるのではないかと考えました。それで調査員さんに、住基を閲覧してください、そこにどういう方が住んでいて、何人の世帯で、何歳ぐらいの方で、性別は何でしょうと、それぐらいの情報は取っていただけませんかというお願いを3年間にわたって行いました。

あと1つは、近隣世帯からの聞き取りを行いました。お隣にはどんな方が住んでいらっしゃるか、その方の年齢階級、大雑把な年齢階級を3つぐらいに分けたと思いますけれども、40歳前ですか、あるいは65歳以上ですか、単身ですか、それとも家族がいらっしゃいますか、こういうふうな近隣からの聞き取りも行いました。

この2つの方法を試みました。調査員の方々には非常に無理をお願いして、これで世帯員名簿を作っていたいただいて、それで世帯数の推定をやってみました。ところが、国勢調査の結果よりも、今度は単独世帯が大幅に多くなるとか、推定方法の改善にはつながらなかったということがございます。

これは調査員さんの方々から大変たくさんのクレームが寄せられたわけでございますけれども、住基がきちんと使えるような状況になっていない、あれは世帯別に編綴されてはなくて、世帯員がばらばらに編綴されているので、それを世帯にまとめるのはとてもしんどいことなのでだめでしたよということがあったり、あるいは、そこには住んでいらっしゃるけれども、住基はありませんでしたということもあったり、あるいは市区町村において、どうしても見たいのであれば総務大臣の公印を押した文書を持ってこい、そうでないと閲覧させられないという自治体も中にはございました。そういう状況でございます。

また、近隣世帯からの情報も、まず、分からないですというお答えがかなり多かったわけでございます。どんな人が住んでいるかは分からない。隣は何をする人ぞみたいな関心もほとんど持たないという状況の中で、近隣の情報をきちんと、特にどれぐらいの年齢の人が、単独世帯として、あるいは2人以上世帯として暮らしているのか、そういう情報は取れないということがあって、この2つの方法ではできないという結論に達したわけでございます。

今回の調査では、非標本誤差の大きな原因と考えられる回収率をどうやって向上させればいだろうということで、後ほど申し上げますけれども、さまざまな取組みを計画しておりますので、まずはこの計画を見極めたいと考えております。

続いて、報告者の協力確保でございます。ただ今の母集団推定の方法とつながる話でございますけれども、今回、所得票の自計化を図って、報告者の協力確保を何とか得たい、回収率を向上させたいと考えております。

従来から行っている方策としては、当然、ポスターを掲示するとか、政府広報や、あるいはホームページへ情報を掲載するとか、あるいは私どもの調査は都道府県へ委託をしておりますので、その委託の中で広報をやってくださいねということを自治体にもお願いをしているわけでございます。近年、オートロックマンション等、建物内へ調査員が立ち入ることが困難な場合が非常に多くなっておりますので、マンション管理団体への協力依頼の文書は送付しております。

ただ、どうしても抽出調査でございますので、マンション管理団体等からも、「協力依頼をもらいましたけれども、結局、調査に来られませんでしたね」というような御意見をいただくことが多いのですが、それでもお願いします、団体の会報のようなものがあるで

しょう、何とかそこに載せてくださいというようなお願いはしておるわけでございます。

今年の調査では、新しい方策といたしまして、世帯に対しては、調査員がこれから伺いますよというビラをまき入れることをいたしました。これは調査員の方々からのクレームと申しますが、アンケートを取りますと、いきなり調査員が行っても、あなた誰、国勢調査は知っているけれども、国生調査なんて知りませんよというところから始めなければならぬので、事前の通知を何かやっってくださいという調査員の方々の要望がありましたので、ビラを投げ入れるということをやりました。調査員さんからは、あのビラは役に立ちましたという御意見は頂いております。

あと、集合住宅の管理人や管理組合に対して、建物内へ立ち入ることの協力依頼の書類の配布も行ったところでございます。

22年調査では同様の方策を講じることにしておりますけれども、更に所得票の自計方式化もやりましたし、集合住宅の管理人に対して、今度は保健所職員が行って協力依頼をするということもやりましたし、先ほどの話にありましたけれども、調査票のレイアウトの工夫もして、書きやすい、協力しやすい雰囲気何とか醸成したいと考えています。

特に今回、保健所職員に行ってくださいということにしました。これは旅費を予算要求しています。調査員の建物内の立入りを管理組合等によって、まず入口で閉め出されてしまう。ここから入ったらだめよ、入れることはできないという状況が非常に頻繁に起こっておりますので、保健所職員が事前に管理人とか管理組合にあいさつに行くということにしております。

このようにいろいろな方法を考えて実施したり、あるいは実施してもちょっとだめだったとか、いろいろな方法がありますけれども、更に有効な手段があれば御意見を伺いたいと考えています。

最後に1つ、口頭で大変恐縮ですけれども、付け加えさせていただきたいんです。私も、今回、所得票を自計化いたしました。今まで長年にわたって自治体の方や調査員の方からは、この調査は難しいので、自計化してください、とても他計ではやっていられないですよ、調査員さんは自治会の会長さんや民生委員さんがなられる場合が多いので、御近所なんです。何で私が御近所に自分の財布の中身を全部さらけ出すようなことをしなければならぬのかと、新聞の投書までされたようなことがございまして、ようやく自計化をしたということがございます。ただ、これは完全な自計化ということではございません。とても完全な自計化はできません。

お手数でございますけれども、参考4を御覧いただきたいのでございます。これは先ほど御紹介があった資料で、平成20年に私どもの調査の所得票の自計化をやるための試験調査をやった結果概要でございます。

「3 調査の結果」のところを御覧いただきたいのですが、実は、やはり調査員による審査・補完が必要ですねという結論に至っております。1つは、高齢者への積極的な関与がなければ、高齢者ではとても所得票をお書きになれないケースがあるということ

がございます。最初から、これは私には書けないから、あなた手伝ってねというふうにおっしゃった高齢者の方、60歳以上の方がかなり多かった。記入の仕方が分からないとか、文字が書きづらいとか、そういうことで最初から助けてとおっしゃった方が約6分の1いらっしゃいましたということが1つあります。

さらに、特定項目で、例えば、社会保険料の支払額の未記入率が18%近くございましたので、これをそのままにしておきますと、とても使えるデータにはならないので、ここは積極的に調査員さんが関与して、この項目については記入が難しいので一緒にやっていただきますかという形で関与しなければ、なかなかいいデータは上がってこない。更に世帯のアンケート結果を見ましても、この項目につきましては、6割の世帯員の方々が記入が難しいとおっしゃっています。

右下に調査員の補完状況というのがございますけれども、この試験調査はどうやったかといいますと、調査票をお渡しして、返していただくときにすべて赤ペンでチェックを入れさせていただきました。そこで未記入率、誤記入率が判明したわけでございます。調査員が何もやらないと、未記入率が約10%近くある、誤記入率が3%ぐらいあるということで、調査員さんがそこで関与することによって、未記入率が5%に減じ、誤記入率が0%になりました。5%まで減じたというのは、5%の方は多分、私は見られたくない、突つかれたくない、聞かれたくないということで、どうしても未記入率が残ってしまったのではないかと推察をされるわけです。それでも調査員さんの関与の効果は非常に大きいということがございますので、結論といたしましては、調査員の関与を残した自計化になったということを一言お断り申し上げる次第でございます。

以上でございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今総務省と厚生労働省から説明のあった内容について、委員、専門委員の皆様方に審議をお願いしたいと思います。出席の委員の皆様から御意見や御質問をいただく前に、先日の第27回統計委員会において、委員から御意見が出されましたので、ここで浜東調査官に紹介をお願いします。

総務省浜東調査官 それでは、紹介させていただきます。当部会の津谷委員、安部委員からも頂いたのですけれども、それは省略させていただいております。

まず1つは、昨今の企業では、親の介護を理由とする退職が増加しており、大きな問題となっている。ある企業では、将来的に両親の介護が必要となると予想する社員の数を調査していたが、国民生活基礎調査により、一般の国民に関して同様のデータを把握することはできないのかという御意見が1つございました。

阿藤部会長 言い忘れましたが、資料は席上配付資料4ですね。

総務省浜東調査官 失礼しました。よろしいでしょうか。

もう一点は、生活保護受給世帯の生活実態を国民生活基礎調査で把握することはできないのかという御意見をいただきました。

これに対して、関連として、もう一点、国民生活基礎調査で生活保護受給世帯の生活実態については、後続調査で把握することが適当であり、国民生活基礎調査本体での把握は必ずしも適当でないというお考えも示されました。

以上が前回の統計委員会で示された意見でございます。

阿藤部会長 これについて、厚生労働省の方から。

厚生労働省上田室長 まず、第1点目の佐々木委員からの、親の介護を理由とする退職が増加しているの、一般の国民に関して、将来的に両親の介護が必要になると予想する国民の数はどれぐらいなんだということが把握できないかという御意見でございますけれども、問いがそれで成り立つかどうかというのを考えてみました。要するに、将来的に両親の介護が必要になると考えていますかというような問いになると思うのですけれども、それはかなり変動の幅が大きいということと、現時点で自分がどう考えているかということが将来にどういう影響を与えるかも分からないわけでございます。要するに、内面的な意識による将来予測について、事実の報告を求める基幹統計でできるのかというふうに考えています。

ただ、津谷委員から御示唆をいただいたわけでございますけれども、要するに、横断調査とパネル調査、私どもは中高年者縦断調査というパネル調査もやっておりますけれども、それらを組み合わせることも考えられるのではないかという御意見をちょうだいしたわけでございます。私ども、介護票という調査票、今、3回分の蓄積があります。13年、16年、19年とやってきております。そこで、介護者と要支援者、要介護者の関係、誰が誰を見ているのかという関係のデータも蓄積をしております。例えば、男性の介護者の数がどんどん増えてきていますという状況が見えているわけでございます。ですから、そういう横断調査で私どもが既に得ている情報と、中高年者縦断調査で、50代からだんだん年を経るに従って、それは他の調査に関する企画なので、余り明確なことは言えませんが、その中で、自分でだれかの介護をしなければならなかったというような状況は、時系列のデータとしてきちんと押さえることも可能になる。そういう横断調査とパネル調査のいいところを組み合わせることがあるので、そういうことで対応していければいいのかなと考えています。

2つ目の生活保護受給世帯の生活実態に関することでございますけれども、これは廣松委員がおっしゃったとおり、私どもとしては、従前、生活保護の情報を世帯からではなくて福祉事務所から得ていたという経緯がございます。それは、この世帯は生活保護世帯ですよという情報を福祉事務所が提供するわけでございます。ただ、情報提供を行うに当たっては、やはりここで個人情報保護の話が出てくるわけでございます。個人情報保護に関する条例をすべての自治体が持って、その手続が必要になるんですよということを言われました。自治体としては、その手続は非常に難しいんです、できないから、この調査ではやめてくださいと言われて、この調査では福祉事務所からの情報を得ることは断念したという経緯はあります。

ただ、私ども厚生労働省には保護課という組織があるわけでございます。要するに、生活保護行政を全部司っている、束ねている組織があるわけでございまして、そこからならば福祉事務所も直轄といたしますか、そういう関係があるわけでございますので、そういう情報も取り入れられるということで、事実、22年の予算要求において、生活保護世帯の実態を把握するという後続調査も予定されているということがございますので、やはりこういう仕組みにおいて、生活保護のような、かなりまれなケースに関する情報はそういうことで取っていただくのが適切ではないかと考えております。

以上でございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

津谷委員、よろしいですか。

津谷委員 では、ちょっと一言。第1点目の、これから親の介護が必要になると思うというのは、先ほど厚生労働省の方から御説明があったように、私がそこで申し上げたいのは、これからのことを当人に見込みで聞く、ましてや基幹統計調査で聞くということは、私は難しいと考える。はっきりそこまでは言わなかったんですが、それは置いておいてと言ったんですが、ただ、これは大変大事な問題であると思っております、国民生活基礎調査で聞くかどうかは別にして、やはりワーク・ライフ・バランスの問題もありまして、中高年の重要な問題である、政策的にも大切だと考えます。

例えば、中高年の縦断調査、もっと言うと、成年者の縦断調査もずっとこれから続いていきますと、成年者もこれからだんだん中年期に入っていきます。そういう人たちの実態のライフコースの経年変化というものを把握して、プラスだんだん経年してきますと、サンプルの代表性というものは落ちてくるわけですから、それを国民生活基礎調査で過去にもやっていらっしゃるように、どういうふうにケア、これはマンパワーですけれども、あと、金銭的な扶養、介護というものが家族及び家族の外でなされているのかということ、社会全体の状況として国民生活基礎調査で把握しながら、親がだんだん健康状態が悪くなってきて、だれかが仕事を辞めなければいけなくなった。これは、一遍に辞める人もいますけれども、変化のプロセスというものがあると思うんです。

ですから、そういうふうな部分を、因果関係の問題もありますので、これは縦断調査でそのたびに押さえていく。そうでないと、思い出してもら、もしくはこれからどうなるという、大変な回答者に対する負担にもなりますし、なかなか答えようがないということが出てくるかと思いますので、これは大変有用な、この2つの種類の調査を組み合わせさせていただくということも私は可能であると考えますので、これについては特段の変更及び追加の必要はないと考えております。

以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。

各種の縦断調査は基幹統計調査でないので、ここで直接議論はできませんけれども、厚生労働省としては両方所管していますから、是非そういう意見を伝達していただきたいと

思います。

それから、御議論を始める前にもう一点、本日欠席されていらっしゃる岩崎専門委員から事前に御意見をいただいております。引き続き浜東調査官に御紹介をお願いしますが、資料はどれですか。

総務省浜東調査官 すみません。これは口頭での説明にさせていただきますでしょうか。岩崎専門委員から事前にコメントをいただいております。まず国民生活基礎調査への一般的なコメントというところで、本調査は名前の示すとおり大がかりな基礎調査であり、守備範囲がかなり広い。広いがゆえに焦点が定まらず、特定の課題に注目した場合、本当にこの調査からそういうことが言えるのかという疑問を抱かせる可能性なしとはしないというのが1点ございます。

本調査は基礎調査として極めて重要であり、それが各種政策の立案及び施行に是非とも必要というのであれば、類似調査をやめてでも本調査の規模の正確さの担保を図らなければならない。例えば、回収率を上げるためにもっと手間暇かけるといった方策が取られてしかるべきである。これは母集団推定の方にもつながってくると思います。

また、この調査であえて調べなくても分かる情報、すなわち他の情報源から得られる情報は積極的に活用すべきであろう。いわゆる行政記録情報など、取れるものは積極的に取ってほしいと、このような御指摘をいただいております。

岩崎専門委員からは他の変更項目についてのコメントもいただいております。前回調査からの変更点については、まず、所得票の自計化への変更については、特段問題ない。サラリーマン、あるいは確定申告者であれば、証拠書類さえあれば容易に書けるようになっている。ただし、そういう書類のない人にとっては、やはり戸惑いを覚える調査となっているので、その点の工夫が必要であるという御指摘を受けております。

さらに、追加する調査事項については妥当と考えるとされております。それから、削除する調査事項についても適当と思われるけれども、追加事項、削除事項については各委員の御意見に従うという御見解を頂いております。

続いて、集計事項の変更につきましては、極めて多くの集計表があり、判断がつかないと、これも専門の委員の御意見に従いますと、このよう頂いております。

岩崎専門委員から頂いております一番メインの部分の母集団推定の関係につきましては、国民生活基礎調査の層化表とか、サンプリングの方法だとか、推計の方法、これについて種々御意見いただいているところでございますけれども、中身は非常に専門的なことでもございますし、岩崎専門委員が次回出席していただいた段階で、母集団推定に関する考え方を直接御披露していただいて、厚生労働省の意見も併せて検討していただきたいと、このように思っております。

阿藤部会長 岩崎専門委員は今回御欠席ですので、特に専門的な分野については次回直接口頭で御説明いただきたい、そこで検討に付したいと、そういうふうに考えております。

いよいよ御出席の委員、専門委員から御意見を伺いますが、御自由に発言いただいても

結構ですけれども、整理の都合がありますので、審査メモの大枠に従って御意見いただければと思います。

最初に「1 調査方法」で御説明ありましたが、所得票について自計方式にすると、試験調査も行ったということですが、これについて、あるいは調査方法そのものについて。

どうぞ、嶋崎専門委員。

嶋崎専門委員 自計式を導入すること、それに向けての試験調査の結果から、その判断は妥当なものと考えますが、もう一方では、封入回収の可能性はどう考えるかということで、先ほど口頭で、参考資料4のところ、調査員による補完の必要性がとりわけ年齢階層の高いところで必要であるという御意見がありました。一方では、先ほどの岩崎専門委員からのコメントのところでも、中年者等であれば比較的容易にこれを記入することができるということであれば、回収率を上げることの1つの材料として、封入での提出の選択の可能性も考えてよろしいのではないかと考えます。とりわけ世帯員全員が個別に記入しますので、それを在宅の者が預かって渡す際に、場合によってはその在宅の者がほかの者のものを分からない場合もありますので、世帯の中でも一部は封入することによって回収率が上がるということもあろうかと思っておりますので、その辺りを御検討いただければと考えます。

阿藤部会長 これに関して、ほかに御意見ございますか。

どうぞ、津谷委員。

津谷委員 実は、これは大変に悩ましき問題で、国勢調査でも同じような、私が知る限り、今までにいろんなことを試されていて、封筒だけではなくて、シールを渡しまして、回答率は上がるんですけども、使えない回答が、つまりアンユーザーブルクエスチョネアですね。途中でやめてしまうとか、どう見てもこれはナンセンスに近いというものが多発する。

国民のモラルも変わってきているようで、最初から封筒を渡してしまうということについて、私は実は自分自身も科研費その他で調査の担当者などをやらせていただいて、悩むんですけども、結論を申し上げますと、封筒をくださいと言われたときには出す。それはなぜかといいますと、プレテストをいたしまして、くださいと言われたら渡す、もしくは必ず最初から渡す、渡さないというのをやったんですけども、回答のクオリティー、回収した調査票がちゃんと使えるかどうかということと、回答者からのやる気や御要望や、いろんなことを考えると、最初から全部渡してしまわないで、この辺のところは考えた方がいい。ここは先ほどのテスト調査その他でやられておりますか。

厚生労働省上田室長 試験調査の中で、実は所得票の自計だけではなくて、全票同時実施というものもやりました。全票同時実施につきましては、基本的に審査なしということで、これは持って帰ってくださいとおっしゃったら、それはそのまま持って帰るという方法でやったわけです。そうしますと、津谷委員がおっしゃったとおりでございますけれど

も、未記入率が大変高くなっておりまして、多分、30%を超える未記入率ではなかったかと思えます。つまり、調査票として使えないということがありまして、集めた調査票のうち、集計可能なものが5割しかなかったという結果が出ておりますので、全票同時実施、全部封筒に入れて集めるという方式は採れない。

ただ、どうしても私は君には見せたくないのです、これは開けずに持って帰ってくれという方は絶対いらっしゃいますので、そこは説得いたします。中身を見せていただけないと間違っている可能性もありますし、記入がなかなか難しい調査でありますので、調査員にチェックさせていただけませんかという働きかけはするのですけれども、それでも嫌だ、だめだ、とにかくこのまま持って帰るんでなければ出さんぞという人に限っては、最終的に封筒を渡して、では、これに入れてくださいということを考えております。私は最後の最後的手段として、出すか出さないか、持って帰るか持って帰らないか、ちょっとでも見たら出さないという方がいらっしゃいますので、そういう方に限っては封筒をお渡ししようと考えております。

嶋崎専門委員 その準備はあるということですね。

厚生労働省上田室長 はい。

阿藤部会長 今までも封筒は一応あって。

厚生労働省上田室長 いえ、今までは他計で、調査員の聞き取りでございますので、そこは。

阿藤部会長 今回は用意をする。

厚生労働省上田室長 はい、用意しようかと。ただ、余り大っぴらに言いますと、津谷委員のお話ではありませんけれども、じゃあ、自分も封筒に入れるよということになってしまいますので、そこは説得に説得をして、チェックさせてくださいね、いや、持って帰れと、そういう場合に限ってということにしたいと思えます。

津谷委員 大変言いにくいんですけども、封筒を渡すということは、御存じのとおり、どうしても封筒があると、最初にあっと思うともうやめてしまう。もらってきた後でまた行くということは実はもっと問題でして、回答率を上げることにならないんです。つまり、その調査票は使えませんので、回答率に入らないことになってしまいますので、やはりこちら辺は踏ん張り時だと思えます。私自身の経験に基づきまして、現在の調査環境を考えて、これは非常に慎重にやるべきであると思えます。

阿藤部会長 この件に関して、ほかに御意見ございますか。

どうぞ、安部委員。

安部委員 今のお話ですけども、説得に説得を重ねる調査員の方と、それほど説得をされない方が実際問題出てきてしまい、例えば、その度合いに地域差が出てきてしまうと思います。悉皆調査ではなく、どこでも調査が実施されているわけではないですから、回答者の中で情報が共有されるという可能性は考えにくいのかもしれません。けれども、インターネットといったものもありまして、情報がどう伝わるかというのはなかなかこち

らで予測できないということもあると思うんです。そういう問題は余り気にしなくてよ
しいものでしょうか。私自身は自分でアンケート調査というのをこのような形で実施した
ことがございませんので、私自身の経験に基づいて言うわけではありませんけれども、説
得ということになってしまうと、個別の調査員の方の対応の仕方によって影響を受けてく
る面があるかと思うんですけれども、その点はどうなんでしょうか。

阿藤部会長 どうぞ。

厚生労働省上田室長 おっしゃったとおりでございます。調査員を誰がやっているか
というアンケート等も取ったわけでございますけれども、ベテランの調査員の方は、国民
生活基礎調査をもう何回もやっていますという方もいらっしゃいます。ただ、そういう方
はどんどん少なくなっています。70代、80代の地域の中の長老みたいなおばあちゃんとか、
おじいさんが、ああ、あの人の言うことなら聞きますよという感じでやっていただいでい
る場合もありますし、それは比較的うまく調査票が集まるわけです。

けれども、都会になりますと、先ほども申し上げましたとおり、近隣の縁というものが
なくなってきていますので、隣が何をしているのかもしれないし、開けてみたら外国の人
がいっぱい固まっていたりとか、そういうところもあったりして、調査員もとてもそこ
には入っていけないということもあります。

さらに、調査員も30代、40代の若い人は、きちんとした対応が100%可能かという
と、それはないわけです。それは試験調査のときにも懇談会(平成20年国民生活基礎調査試験
調査の結果の評価に関する懇談会)に参画いただいた学識者の方からも言われたことなん
ですけれども、調査員の方も千差万別なんですね、いろいろいらっしゃるんですね、そこ
はどういうふうに平準化するんでしょうねということになると、きちんとした研修をやる
べきではないんですかという意見も実は頂いたところで、調査員の方に丸投げという話で
は、役所が役所の責任を果たしたことになるんだから、君たち頑張って調査員の方々
を育てるといようなことをやるべきではないんですかとか、例えば、福祉事務所を辞め
た人たちが地域にいらっしゃるの、そういう人たちを集めるとかという方法もないんで
すかという貴重な御意見も頂きました。

一方で調査員の方々には、できるだけ平準化した対応をしていただくような工夫はやっ
ていく。情報が共有化されてしまうという点は、これはどうしようもない話ではあります。

ただ、密封で集めるのは最後の最後です。最初は、こういう言い方は失礼ですけれども、
おくびにも出さない。お助けしますから、これは書いてくださいねと言って、だめだよ、
俺は出さないよと言いますと、私どもの仕組みですと、所得票の場合は福祉事務所を経由
して調査票を集めているんですけれども、福祉事務所から行ってもらって、お出しただ
かないと困るんですよというふうな説得の仕方になると思うんです。それを繰り返しても、
やはりだめだというような場合の本当に最後の手段として、密封をしようということは考
えていますが、できるだけそこのところのリスクは少なくする。調査員さん側の対応が不
均等になるという点については、できるだけそこは均等になるように、調査員の方をお助

けするような、いろんな手段を考えましょうと、こういうふうを考えております。

阿藤部会長 ありがとうございます。

安部委員 関連してよろしいでしょうか。どの調査票が封入で来たかということは事後的に記録しておくのでしょうか。

厚生労働省上田室長 今のところ、それは考えておりません。封入は封筒に入ってくるので、それは受付時点で分かりますので、そういう把握の仕方かなと思っています。封入用の封筒というのは別にお渡しします。

安部委員 統計ですから、ある時点で、すべて個票レベルで電子化しますね。その電子化した、一種の個人データといいますか、世帯のこともあるかと思いますが、それが封入されてきたのか、調査員が見ているのかというのは、電子化した時点でその情報は残っているということでしょうか。

厚生労働省上田室長 先ほど申し上げました試験調査の中で、オンライン調査の場合は一定のアプリケーションでチェックをかけますから、精度は大丈夫でしょう。ただ、国勢調査などの動向も踏まえて、郵送も取り組まなければいけないかなと考えてはいます。実際まだやるとは決めていませんけれども。それから、今の封入の場合があります。懇談会の中で学識者の方から御指摘があった、ノーチェックできたデータと、そうでなくて調査員がきちんとみたデータというのは、何らかの形で評価しないとだめなのではないですかという御意見は頂いています。ですから、そこは何かのフラグを立てて区別がつくようにはしたいと思います。

阿藤部会長 よろしいですか。

安部委員 ありがとうございます。

阿藤部会長 ということで、今回初めて所得票について自計方式にする、その補完で回収のための封筒を最後の最後的手段として渡すことも選択肢としてあり得る、そういう用意をしておくということでございます。国勢調査などは今回大幅に変わりますけれども、国民生活は非常に中身が複雑ですので、自分で書いて、そのまま任せると、中身の正確性について疑念が起こる可能性がありますので、できる限り調査内容について調査員がチェックをするという努力の下で、最後の手段として密封用封筒を利用するということがよろしいでしょうか。では、御理解いただいたということで、先に進めさせていただきます。

「2 調査事項」でございます。「調査事項の追加」ということで、ア～オの5点ございます。まずは「ア 学歴の追加」、これは世帯票に学歴を加えるということですが、これについて何か御意見ございますか。学歴項目はなかったのが不思議というような、社会調査をやる者からするとそういう印象がありますけれども、行政の調査というのは結構そういうところがセンシティブで、やりにくいところではあったのですが、今回こういうふうに変えたいというもので、よろしゅうございますか。それでは「学歴の追加」については、そのようにお願いしたい。

それから「イ 同居していない者の人数の追加」。これは、事由別に人数を把握すると、

そういう形にしたいということでございます。この項目について、厚生労働省の方からは、特に行政施策上の需要はないと言い切っておられますけれども、研究者の側から見て、この項目は非常に重要だということであったり、あるいは行政としてもこういう点で重要でないかと、こういう御意見が頂ければと思うんですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

津谷委員 ちょっとお伺いをしたいんですけれども、同居をしていない家計をともしている世帯員、世帯員ではないですね、世帯員は同居しているわけですから。同居はしていないけれども、家族で、一応、家計をプールしている者の人数を今回は把握しても、世帯を別にして独立してしまった子どもの人数を削ると、こういうことでございますね。

まず、後者を削ることについては、私は賛成です。なぜかという、世帯を別にしてまいりますと、ただ人数を把握するだけでは、ここに書かれておりますけれども、行政上も、研究、学問的にも、もっといろいろな情報が実は必要で、どれくらい離れて住んでいるのかとか、独立した子どもの経済状態ですとか、子ども自身の家族の状態ですとか、就業状態ですとか分からないと、恐らく使いようが、学術的にも余りないであろうと私は考えますので、スペースも必要ですし、中途半端なことになってしまうので、恐らくこれだけでは不十分ですので、削るということには賛成です。

ただ、この場合は、どういう人が同居していない家族で、一応、家計を共有しているのかという種類別に数が分かってくるといこと自身は大変いいことで、ある意味、家族というのは世帯のバウンダリーの外にも広がっているわけですから、これについては学術的にも大切であろうとは思いますが。そして、スペースの問題がありますし、回答者の負担の問題がありますので、これをここでやれと言っているわけではないんですけれども、あえてここで聞かせていただきますけれども、こういう人たちが何人いると、人数で把握して、ケア施設に入っていれば、恐らく負担があるわけですし、単身赴任をしている配偶者でしたら、恐らくそちらの所得があるでしょうから、どちらかと言えば経済的にはプラスかなとか、分かるわけですが、人数だけでよろしいんですかということをあえて聞かせていただきたいと思えます。

阿藤部会長 いかがですか。

厚生労働省上田室長 情報というのは多ければ多いほどいいのではないかなと思うわけですが、単身赴任で世帯を離れている方からの、例えば、仕送りはどれくらいあるんですかとか、どこにいらっしゃるんですかとか、どういう関係ですかとか、学業のため世帯を離れているというのはどういう人なんですかと、それこそ基本計画部会のワーキンググループにおいて駒村委員から御指摘があったように、そこへ人を派遣して調べればいいのではないのかということまで、多分、マックスではいつてしまうのかなと思うわけですが、先ほど津谷委員がおっしゃったとおり、スペースの都合もございまして、より精緻に、世帯内に存在している世帯員の方と、そこから一時的に、あるいは何らかの事情があって施設に入らなければならないということが入られたとか、何らか

の関係性がある家族をどういうふうにとらえるかということで、その関係性をもっと情報として集めるべきではないかというふうにも思ったわけですが、そこは非常に難しい。例えば、そこへ入っているのはだれですか、お母さんなんですか、お父さんなんですか、子どもなんですかと、単に社会福祉施設だけでは分からないとか、そこまでいってしまうと非常に難しい。ですから、不十分ではございますけれども、有無よりは人数の方が精緻かなと思います。

ただ、ここでいろんな御意見をちょうだいして、いや、それでは不十分なんだから、むしろない方が記入者負担からいって適切ではないですかという結論になれば、そこはもとどおり有無でおしまいにしましょうかというふうにもなるかなと思います。そこは悩ましいところかなと思います。

阿藤部会長 これについて、少し広く御意見をどうぞ。

嶋崎専門委員。

嶋崎専門委員 家族、社会を専門にしておりますと、世帯というものがイコールいわゆる核家族ですとか、あるいは核家族に親の入った1つのモデルをこの調査で前提にしているように考えられるんです。本来、世帯にいるべき人で、今、そこから離れているという、そこを想定する場合に、おのずとそういった人たちを回答者に想定をしてもらい、そこで書いていくということが果たして妥当なのかということ是非常に疑問を持つところ、あるいは実際にこれがデータとして出てきたときにどういうふうに解釈をしていったらいいのかというところは難しいところだと思います。

例えば、単身赴任というのは、家族帯同と単身赴任という企業の中での用語としますならば、厚生労働省のところで言えば、家族帯同と単身赴任。その家族帯同というのは配偶者とその子どもということですが、一方では単身者で、未婚の子どもで、仕事の関係で世帯から出ているといった者は、単独世帯を、親の核家族の中から出ているわけですが、こういうものは、学業のために世帯を離れているに近いニュアンスですが、果たして単身赴任に当たるのかなど、現在の、未婚で、有業で、親の世帯で暮らしている、いわゆるパラサイト何とかという方たちも含めると、厳密には大変答えにくい設問になっているのかなと考えます。その辺りは、もし単身赴任者は有配偶の者、あるいは世帯主の夫婦間の者ということであれば、調査手引等での指示はしておく必要があるかと思えます。まとまった意見ではなくて申し訳ないですが、申し上げました。

安部委員 関連してよろしいですか。

阿藤部会長 どうぞ。

安部委員 今の御意見と重複するところがあるかと思うんですが、質問2というところで、例えば、老人福祉施設に入所している、社会福祉施設に入所していると書いてありますが、この区別が一般に回答する方にそんなに明らかなのか。勿論、厚生労働省の方では区別が何かというのはよくお分かりになるんでしょうけれども、その点が1つ、この質問票で答えにくいのかなと思いましたので、それは御説明を付けていただくのが良いかと思

います。今御指摘のあった単身赴任と学業のところも、似たようなことかと思えますけれども、それが1つ感じた点です。

あと、もう一つ、同居という概念が、家族ですけれども、血縁とは限らないと思うんです。今度調査をしようとしている質問2というのは、同居していないけれども、何かつながりがある、そのつながりとは何なのか、経済的なつながりなのか、血縁なのか、それ以外のつながりでもOKなのか。同居はしていないけれども、例えば、経済的なつながりと考えましょうというケースがあると思われます。一方で、今度削除する世帯を別にしていない子の場合は、同居してなく、経済的にもつながっているかどうか明らかでないケースかなと思っているわけですが、実は経済的につながっている場合もあるのではないかということが、以前の委員会で医療介護の shadow economy という御指摘があった点だと思えます。

それに関して、補問5-2で、実は別居している親がいて、その親と調査世帯との間の経済的なつながりが、仕送りという形でどうなっているか、別居している子についてどうかということで調査されることになっています。一方で、別居している人、つまり同居していない人の人数を行いつつ、他方で、同居してなくて、血縁があって、経済的なつながりがある場合の実態を調査しているという、そこら辺の区別が非常にあいまいな気がします。あいまいだという意味は、1番目の点ともかぶるんですけれども、同居していないけれども、何かつながりがあるというのと、血縁で経済的につながりがあるけれども、同居ではないという、そういう2つのケースが別個で質問されていて、その関連や違いが必ずしもはっきりしないのではないかという気がいたしました。

阿藤部会長 どうぞ。

嶋崎専門委員 今の安部委員の御指摘の確認なんですけれども、質問2の同居していない方というのは、イコール別居しているにはならないんですか。同居している、同居していない、別居という3つの関係がどういうふうになっているかを一旦整理する必要があるかと思えます。

阿藤部会長 どうぞ。

厚生労働省上田室長 たくさん質問されて、うまく答えられるかどうか分からないですけれども、まず嶋崎専門委員の御意見で、単身赴任のところで、要するに、住まいは別にして、子どもが働きに出ていてという場合の御質問をなされたんですけれども、ここで単身赴任で世帯を離れている者の概念は、記入の仕方を各世帯に配っているのですが、そこでどういうふうに説明しているかと申しますと、その人の配偶者または扶養親族が世帯内にいる、けれども、転勤のため、1人で住居を別に移している場合を言います。つまり、御主人か奥さん、どちらかが住居を別にしていらっしゃる、あるいは扶養関係にあるんだけれども、扶養する方がどこかへ出ていらっしゃる、この場合に限りませうということなので、就職をして都会に出て働いていますと、それは生計が別になっていますので、独立しているものとして別世帯と扱いますということでございます。

それから、老人福祉施設や社会福祉施設が分からないのではないですかという御質問でございますけれども、それも記入の手引の中で、それも分からないのではないかとおっしゃられるかもしれないんですけれども、養護老人ホームであるとか、特別養護老人ホームとか、介護老人福祉施設、あるいは軽費老人ホーム、こういう場合は老人福祉施設なんですよ、ただ、そのほかに紛らわしいのが、有料老人ホームを民間が経営している場合などがあるんですけれども、それは含めないですよと注意書きは書いております。

一方、社会福祉施設にも、これは老人福祉施設をまず除いてということは質問票にも書いてあるんですけれども、救護施設であるとか、更生施設、乳児院、母子生活支援施設等々、法律上定義がある社会福祉施設を列挙して、そこに入所している場合を言うんですよと、記入の仕方では書いてありますということでございます。

それから、同居と、同居していないという概念の整理でございますけれども、基本的には今、申し上げましたように、本来という言い方はおかしいんですけれども、家族として一まとまりのものなんだけれども、諸般の事情があって施設に入っているとか、あるいは単身赴任で働きに出ているとか、まだつながりがあって、そこはどのようなつながりかという、経済的な関係などがあると思うんです。例えば、経済的な関係があって、いろいろお助けをして老人福祉施設に入ってもらっていますとか、社会福祉施設に入っているんですけれども、その費用はうちが出していますとか、単身赴任で、そこから仕送りがあって、それで生計を立てていますとか、そういう経済的なつながりなどが考えられます。

それから、別居している子については、これは単純に生計も別になっていて、先ほど申し上げましたように、もう外で働いているんです、生計を別にして世帯を成しているんです、あるいは娘なんだけれども、結婚して、よそと言ったらおかしいんですけれども、別世帯なんですと、そういう場合も当然ありますし、あるいは離婚したんだけれども、親権が自分にはないので、別居している子としているんですよという場合もあります。そこはさまざまなケースがあるかと思えます。そういうさまざまなケースがあるので、そこをきちんと押さえるというのは非常に難しいので、ここは取るのはやめました。

ただ、その中で当然、介護関係などで、近くに住んでいる子どもが介護などの関係で来たりするだろう、だから、どこに住んでいるんでしょうねというところぐらいはきちんと押さえておきましょうかということで、その情報だけは残しましたということでございます。

それから、嶋崎専門委員がおっしゃった用語の問題で、同居、同居していない、別居の使い分けなんですけれども、基本的に、先ほど申し上げました、既に独立した世帯を構成している場合について別居と申し上げていて、世帯内で、今は一時的に施設に入っていますとか、あるいは単身赴任で行っていますというのは、本来ならば同居しているんだけれども、今は一時的に同居していないんだよという言い方で同居していないというふうに、私どもとしては用語は使っているつもりでございます。

安部委員　ちょっと確認なんですけれども、別居している場合の経済的なつながりとい

うのが補問5-2だと思うんですが、1つは、蒸し返しなんですけれども、ここで人数は把握してはいけないのでしょうか。いけないのでしょうかという意味は、仕送りがある場合に、別居している親が何人いるのか、あるいは別居している子に学業で仕送りをしているときにそのような子が何人いるのか、その程度の把握はできないものなのでしょうか。できないものかどうかという意味は、仕送り額というのは当然人数に依存すると思いますので、調査票のスペースがとか、調査の負担がとか、そういう問題はあるかもしれませんが、そういうふうに感じたというのが1つ。

あと、もう一つ、質問5の最初の世帯の方全員というのは、同居していない方は含まないという理解でよろしいんですね。

厚生労働省上田室長　そうです。

最初の補問5-2のところで、別居している親と別居している子について人数を把握したらいかがかということでございますけれども、今回、世帯を別にしている子の人数については削除いたしましたということで、もともと別居している親の人数は取っていないわけございまして、そこは先ほど用語のところで、実はこういうふうに概念として考えていますと申し上げたんですけれども、本来は同居しているんだけれども、一時的に外に出ているという場合については、できるだけ人数を細かく取って、そこでのいろんな依存関係も見られればよいということで人数を取りました。

別居というのはそもそもが既に居を別にしているわけでございますので、基本的には別世帯という考え方になるかと思います。ただ、学業のため世帯を離れている者と別居している子というのは一部かぶる部分がありますので、そこは質問2の方で把握可能でありましょう。

ただ、最近、親がかりでいつまでもすねをかじっている子どもにどんどん仕送りをやっているとか、あるいは、夫がいて、妻がいて、全部の親に対して仕送りをやっていますということもあるかもしれないんですけれども、それはそもそも別世帯に対するものであって、そこは金額ぐらいがわかればよいであろうということで補問5-2があるんだと私もは考えています。

阿藤部会長　どうぞ。

津谷委員　この調査は文字通り、国民生活に関する基礎調査として、先ほど今日欠席なさっている岩崎専門委員の御意見も紹介されましたけれども、使う側としては、恐らく行政上も、できる限りいろんな情報を取りたいというのは当然なんです。私、中途半端で恐らく使えないというものは、場所も取りますし、回答者負担にもなりますので、考えた方がいいのではないかと思います。縮み指向ではいけないと思うと同時に、これは基礎調査でありまして、家族・世帯調査ではないんです。ですから、それは限界がある。そして、これは大変大事な、恐らく厚生労働省では一番大事な基幹統計調査で、時系列の調査で、そういう意味では、時系列としての統一性を保っていかねばならない。つまり、一回これを落としてしまいますと使えませんので、どうしても継続して問われていかなければいけ

ない質問があるわけですから、その残りをどういうふうに調整するかという問題だと思っております。

そして、回答者から見ますと、私を知る限り、年々調査環境が難しくなっておりまして、余り小さい字や、いろんなものをたくさんここに入れてしまいますと、目がちかちかするとか言って、それだけで回答拒否ということが随分ありますので、ここでは、言い出したら切りがないと思います。

ただ、1つ、先ほどお伺いしたいと思ったことなんですが、世帯というのは定義として、物理的に同じ屋根の下に住み、そして家計、生計を共有する人間の集団であるというので、これは血縁ではないんです。それは家族なんです。ただ、これは私たちが言うことでありまして、先ほど説明書を付けるとおっしゃってましたので、最初に世帯とはこれですよと言っておかれる。

そして、老人福祉施設、老人福祉施設を除く社会福祉施設についても、家族にこういう人が発生すると、恐らく家族は知っていると思うんです。これは保育所と同じで、子どもを持たない未婚者に認可保育所と言ってもさっぱり分からないのと同じですけれども、実際に子どもを保育所に入れようとした親はみんな知っているという事柄で、例えば、家族を特別養護老人ホームに入れようとして大変苦労したという方は必ず御存じだと思います。

ただし、先ほど、私立のものは含めませんとか、それは大変大事ですので、分かるようにアンダーラインでもされて、混乱しないようにして、この調査は調査員が持っていかれるわけですから、分からなかったらここに書いてありますので読んでくださいねと、一言、妙齢のナイスな調査員がおっしゃって（笑いあり）、最後にまた、分からないことがあったらお手伝いしますよとおっしゃっていただいて、ここを調整していただく。大変科学的でない、アカデミックでない方法で申し訳ないんですが、それが一番いいようで、負担と、こちらが知りたい情報のバランスを取っていく努力が必要になるかなと思っております。

以上です。

阿藤部会長 結論としてはどうですか。

津谷委員 だから、このままにしておくしかない。ただし、先ほど言ったように、説明書で分かりやすく付け加えて、これは混乱しそうだということについては、あらかじめある程度予防線を張って、調査員を使ってと。

ただ、この老人福祉施設に入所している者がいる、これは大体、親及び高齢者だったら配偶者となってくると思うんですけれども、これがどれぐらいいるのかということ把握することは、世帯の家計ですとか、働き方についてもそうですけれども、これは割に有用な情報ではないかと思っております。

以上です。

阿藤部会長 どうぞ。

橋本専門委員 先ほど安部委員がおっしゃった話になると思いますけれども、私も基本的にはこれはこのままでいいかなと思っております。ただ、これもスペースの関係という

だけではなくて、書きようの問題で、むしろ補問5-2の方が気になっておりまして、仕送りの目的、それぞれ入院・入所、その他、学業、その他となっているんですが、これは人数によって当然変わってくるというお話がございました。

例えば、ケースとして、別居している親がいる。おじいちゃんが入院してしまった。おばあちゃんがひとりである。おばあちゃんの方にも生活費の仕送りをしているけれども、おじいちゃんの入院費も見ていますといった場合、これはどうやってマルをつけるんですかみたいなことは起こり得ると思うので、そうであれば、それぞれに人数、人数、総仕送り額みたいな感じにしてみるというのも1つの手かなという感じはいたしました。

阿藤部会長 ありがとうございます。

全体的に御意見を伺いましたけれども、質問2について、いろいろ疑念等出されましたけれども、これは記入の手引、あるいは調査票の中でできるものがあれば、そういう疑問が起きないように説明をよく加えておくということで対応可能ではないかということであります。行政の方ではこれは余り要らないという御判断で、科学的にこの情報だけで価値があるんだと、積極的な御意見は余り出なかったですね。クレームの方はいいので、むしろ、こういうふうに役に立つんだという御意見を頂ければと思いました。

それから、補問5-2の関連で御意見出まして、橋本専門委員、ほかの方からも、人数があって、当然いろいろ複雑なケースも起こり得るのではないかとということで、こちらに人数を入れられないかということで、これはスペースをどう考えるかですけれども、この辺の検討は可能でしょうか。

厚生労働省上田室長 現在、記入の仕方で申し上げているんですけれども、複数の親御さんやお子さんに仕送りしている場合は、それぞれの仕送りの目的の番号にマルをつけてくださいということです。ですから、橋本専門委員がおっしゃったように、おじいさんは入所して、おばあさんはひとりでいます、両方に仕送りをしていますということになりますと、入院・入所費にもマルがつくし、その他にもマルがついてしまうと、ああ、複数いるんだなというぐらいのことは分かります。ですから、そこは別居しているものなので、明確に人数と区分けた金額を把握しなくてもいいのではないのかなというぐらいで、ああ、これはダブリでやっているんだな、両方いらっしゃるんだなということです。

学業にもマルしてあり、その他にもマルしてあるということは、勉強している子もいれば、生活が苦しいから送ってあげている子もいるんだなと、そういう区分ぐらいはできて、どちらに幾らとかということまでは、要するに、当該世帯の財布に対してどれぐらいの負担感があるんでしょうということを見ることを目的としておりましたので、現時点はそういうことでやっております。

阿藤部会長 それはそうですね。当てはまるすべての番号にマルをつけるということなので、もし複雑なケースがあっても、1番、2番、両方つけるケースもあり得るということですね。ということで、補問5-2も、今のところ、このままでよいのではないかとということです。

安部委員 例えば、仕送りありの人数だけでも、勿論、それが正確かと言われれば、目的が2つに分かれているから、それを把握しても無駄だという考え方もあろうかとは思いますが、そちらはいかがでしょうか。つまり、1人と2人といったら、学業とかいいましたら、単純に2倍になるというのは非常に自然なことかもしれないわけです。

厚生労働省上田室長 いえ、国立の場合と私立の場合があります。

安部委員 いろんな議論は成り立ちますけれども、例えばの話です。

厚生労働省上田室長 ですから、ここはあくまで、そもそものところに私どもは、あなたの世帯にふだん住んでいる世帯員について答えてくださいねという書き方をしているわけです。その世帯というのは何ですかといったら、住居と生計をとともにしている人々の集まりなんですよということで範囲を定めています。

一時的にそこから抜けている人については、それはきちんと押さえるべきは押さえましょうということにしています。

別居というのは居を別にしてしているわけですから、世帯外ということになっているので、そこに何人いるのかというよりもむしろ、そこに対して自分の世帯はどれぐらいの負担を持っているのか。それは支出総額の中で、外に対してどれぐらいの負担を自分はしているのか。こう言うと自己中心的になるのかもしれないですけども、調査世帯に軸足を置いて、そこから出ている出ていない、そこから切れている切れていない、そこに対してどのぐらいの自分の家計に負担が生じているかと、そういう情報の取り方をしているつもりでございます。

阿藤部会長 そうすると、世帯を2通りに使っているという感じもしないでもないですね。こちらは明らかに別世帯です。住居と家計を別にするという感じですね。前者の方は、これも実は世帯という点では別なんです。家計は一緒にしている。そういう点でちょっと混乱がある。

厚生労働省上田室長 住居と家計という点ではちょっとずれております。

嶋崎専門委員 そうであれば、質問2の同居していないという表現だけ変えればよろしいのではないですか。生計をとともにしているけれども、居を別にして、あるいは3か月以上、一時的に不在をしているというふうな表現。やはり同居と対になるのは別居とさせていただきますので、同居していないという表現はこの箇所だけです。一時的に3か月以上世帯を離れている者とかいうところで、少しはその部分を回避できないかと思えます。

阿藤部会長 どうですか。

厚生労働省上田室長 同居していないという言い方は実はもう1か所、介護票で使っています。それは同・別居の状況というところで、主たる介護者と従たる介護者がいるわけでございますけれども、その方は同居しているんですか、同居していないのですかという聞き方をしています。

それから、世帯票の補問9-4でも、主に手助けや見守りをしている方はどなたですか、

その方は同居しているんですか、同居していないんですかという書き方をしています。

つまり「別居」という言葉が出てくるのが、恐らく補問5と、削除した別居している子の数というところだと思えます。それは先ほど申し上げたように、本来は同居をしている方たちただけけれども、今はたまたま居を別にしていっしょにいますということです。本来的にも居を別にしているのは別居の関係で、要するに、介護という関係から言えば同居が望ましいのといった点で、用語の使い方から突っ込まれる可能性もひょっとしたらあるかもしれないのですけれども、一緒に住んでいるのですか、住んでいないのですかという聞き方が1つあります。まずもってそこがあります。その次に、その人たちは別居しているのですか、住居も生計も別にしているのですか、別居なんですかという聞き方をしている、そういう使い分けをしているつもりでございます。

阿藤部会長 家族・世帯論というのはやり出すと切りがなくなってしまうんですけれども、この問題は少し整理が必要なようですので、御検討いただき、次回また議論したいと思います。

厚生労働省上田室長 はい、分かりました。

阿藤部会長 先に行かせていただきます。審査メモの「ウ 健診後の特定保健指導等の状況の追加」ということで、論点として、「健康管理に注意を払うようになったか」という問いは、全部に聞くのではなくて、健診で指摘を受けた者に限ることになったけれども、それはそれでいいのかということでございます。

橋本専門委員、いかがでしょうか。

橋本専門委員 この部分に関して、総務省側から出された、要するに、これまでとの継続性があるのかという点に関しては、確かに継続性は切れると思います。ただ、ここの部分で整理しておかなければいけないこととしては、これは私の見解ですが、従前の、つまり、健診を受けましたか、イエスで聞いたところで、それがきっかけとなって自分の健康に関心を持つようになりましたかというもの自体は、健診の非特異的な影響みたいなものを見ている。それに対して、今回、特定保健指導などを含んだ新しい法律下で行われている健診の具体的な効果の判定を行いたいという形で、政策的な目的が変更になっていることを考えなければならない。もし後者の方が基本的に行政の側として必要としている質問であり、かつ、それを聞く場として国民生活基礎調査という場しかないということであれば、これは継続性の変更はイコール政策目的の変更を伴っているという形で解釈可能なのではないかと感じます。

阿藤部会長 ほかの委員の方、御意見ございますか。特にないようでしたら、今の橋本専門委員の御意見を踏まえて、そもそも政策目的が変わったんだと、今回の調査では特定の政策効果の検証を図るということでこういう変更をするということによろしいですか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 それでは、そういたします。

次の「エ 子宮がん及び乳がん検診の過去2年間の受診実績の追加」は、従来から過去

1年間についての質問があるんだけど、今回は過去2年間についての項目が入っている、それが少しダブるのではないかという懸念があるということでございますけれども、これについて、いかがでしょうか。

橋本専門委員。

橋本専門委員　こちらは総務省側の御指摘のとおりで、必要ではあるんだけど、聞き方で何か御検討いただけないかということに尽きるかと思えます。例えば、質問13では、子宮がん、乳がん検診はとりあえず置いておいて、要するに、男女ともに受けるであろうものだけを聞いて、補問13-1の方で、女性に特有のがんということで、子宮がん及び乳がん検診をここ2年間に受けた方。ここ2年の間に受けた、ここ1年の間に受けた、受けていないという形で、もしスペースが許すのであれば聞く。そういうふうな形の何らかの工夫があればいいのではないかと思います。

阿藤部会長　どうぞ。

津谷委員　橋本専門委員と同じ意見で、もし私が回答者だったらと思って見たんですけども、質問13で、過去1年間に例えば乳がん検診を受けていたら、ここで終わってしまう。なぜかという、2年間、私も受けたからというので、これは最後ですので、下手をすると補問13-1までいかない可能性がある。私はもう少し場所を節約して、子宮がん検診と乳がん検診、イエスとした人のところに引っ張って、その人たちだけを下に、では、過去2年間どうですかというふうに聞いてみる。そうすると、問題になってくるのは、1年間はやっていないけれども、2年間でやっているという人をどうするんだという話ですが、ただ、今までずっと1年間で聞いてきたわけです。だから、過去との整合性が保てないので、これは残しておかなければいけないというのが一方にありながら、今度は検診の期間が2年になってしまった。1年、では2年目どう、2年目だけ受けた人どうと、つまり、最近1年は受けていないけれども、例えば、18か月前に受けたという人の補足が必要で、それは必要なんですかというのが私の意見と質問です。

阿藤部会長　ありがとうございます。

橋本専門委員　この部分に関しては、政策の方と、もう一つ、リコメンデーションが変わってしまったというものが引っ張ってしまっているというところがあるかと思えます。その上で、津谷委員がおっしゃるように、従来との継続性も担保しながら、一方で、今、重要な御指摘があったと思うんですが、上で健診を受けましたとマルつけた人が、下の方は飛ばしてしまう可能性があると思うので、何らかのレイアウトの工夫自体は必要とされているということは、これも結局は総務省から既に御指摘のとおりだと思いますので、これについて御検討いただくことで回避できるのではないかと思います。

厚生労働省上田室長　検討させていただきます。

阿藤部会長　それでは、これについては、1年間、更には2年間という付加的な情報を伺うんですけども、片一方でやめてしまう可能性もあるのではないかと、そういう混乱を防ぐための質問票の工夫をお願いしたいということです。

それでは「才 児童手当等の追加」です。これは従来のその他の社会保障給付費の中に入っていた児童手当を少子化対策との絡みで明示的に表へ出すと、こういうことでございましたが、これについてはいかがでしょうか。よろしいですか。

安部委員 関連してよろしいでしょうか。所得票に関して、児童手当を従来大きくくりしていたものから分けるということだと思えますけれども、それ以外の部分については同じように分けるということは考えられるのでしょうか。私がなぜそういうことを申し上げるかといいますと、例えば、雇用保険のところに育児休業給付も、介護休業給付も、いわゆる失業手当も全部一緒に入る。ついでに申し上げれば、高年齢者雇用継続給付というのもここしか入りようがないと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

厚生労働省上田室長 はい、そうです。

安部委員 そうですよ。前回、統計委員会の方では生活保護というお話があったんですけれども、そこら辺はいかがなものなんでしょうかということ。

厚生労働省上田室長 今回、児童手当等ということで、児童に関する社会保障給付金だけを分割して分けたというのは、まさに少子化に対してどれぐらい政府がお金を投入して世帯に入っているんだということを明確にしたかったということが第1の目的でございますので、その点だけを考えて児童手当等とした。今、話題になっております子ども手当が社会保障給付金として出されるのであれば、ここに当然入ってくるということになります。月額がかなり大きいものですから、ボリュームとしてもぼんとここに入ってくると思います。そういうものをきちんと金額として把握しましょうという思想がまずあったので、児童手当についてはそういう措置をしましたということでございます。そのほかについては、今回は考えていないというのが正直なところでございます。

安部委員 ただ、雇用保険に関して言いますと、去年、失業して、雇用保険を受け取っていた、しかし、それが切れてしまって、まだ失業中であるとか、そういう可能性もあります。あるいは、失業していても雇用保険をもらっていないというケースもあります。

それと、実は余り広く知られていないと私は思えますけれども、高年齢者雇用継続給付というのは規模としては非常に大きい。雇用保険からの給付ではあるものの、これは失業という状況とはかなり違う性質のものであるということがまず1つ。

もう一つは育児休業給付で、当然失業とは大分違う性格のものである。そこら辺がすべて一緒になっているということが、負担がありますからやむを得ないですとか、所得票でできることは限られているからといった事情もあろうかと思いますが、雇用保険に係る話題というのは昨今、結構多うございますので、そういう形で調査する可能性があり得ないのかなということを伺っておきたいと思った次第です。

阿藤部会長 ほかの委員の方、何か御意見ございますか。

そういうことを言い出せば、次から次と来るということになるのか、あるいは、これは非常に重要だから、ここは特に分けた方がいいのではないかという御意見があるのかでございます。厚生労働省の方は、この段階であれですけれども、例えば、今、出たような雇

用保険について、児童手当を別にするんだっただらば、育児休業給付ぐらいは分けたらどうか、目的に即して、そういうことが考えられるのか。

厚生労働省上田室長 目的に即してということと、あとは記入者負担ということと、これは調査員がなお介在する調査票でございますので、調査員の負担がどういうふうになるかということと、出現率がどれぐらいあって、それをマスとしてとらえなければならないかということかと思えます。

それで言いますと、要するに、公的年金、恩給以外の社会保障給付金を、まず雇用保険法と船員保険法によるものと分けて、それで児童手当を今回外に出しました、残りは生活保護等がその他に入ってきていますというふうに、細分化をしていくと、とめどのない細分化の中に入ってきてしまいますので、やはり明確に少子化の問題ということで、子どもに対して、どれぐらい国が投資していて、それが各世帯に対してどれぐらい行き渡っていて、それがどれぐらい世帯の収入の中に占めていてということはものすごく大事なことがあると思って、今回こういうふうに分けたわけでございます。

安部委員からいろいろな御指摘があったわけでございますけれども、実際のところ、児童手当をこういうふうに把握するという点については、政策担当部局においてもやはり大事なことだという認識は持っているわけでございます。雇用保険欄を失業給付と育児休業給付等に分けて把握するという点については、雇用保険を担当している部署からも企画に際してもなかったわけでございますので、今回は対応できないなと思っております。

阿藤部会長 というような御回答ですけれども。

安部委員 対応できないという御回答いただきましたので、できないことはできないというふうに理解いたします。

阿藤部会長 勿論、無限にスペースがあり、寛容な回答者ばかりであれば可能なんですけれども、今回、雇用保険について、行政当局の側から特に強い注文はなかったということなので、今回新たに児童手当については行政ニーズ、あるいは政治的な課題もあったりして、特に分けるということでおさめたいということでございます。よろしいですか。

安部委員 あと、関連してなんですけれども、ただし書きの「記入を含む」のところに育児休業、介護休業は入っていますが、高年齢者雇用継続給付も入れていただいた方がよろしいのではないのでしょうか。

厚生労働省上田室長 今、おっしゃっていただいたのは、高年齢雇用継続給付でございますか。

安部委員 高年齢者だと思いましたがけれども、ひょっとしたら「者」はないかもしれません。申し訳ないです。

厚生労働省上田室長 調査員の手引には、雇用保険法における失業給付等の中に、雇用継続給付の内訳として、おっしゃった高年齢雇用継続給付が入りますよ、きちんとチェックしてくださいねということになっております。

安部委員 分かりました。

阿藤部会長 ここに書いてあるものは、手引のところでもう少し書いてあるということ。
厚生労働省上田室長 はい。

阿藤部会長 ということでよろしいでしょうか。

頑張りましたけれども、審査メモの3ページの(1)のオまでで「(2)調査事項の削除」からは次回に回さざるを得なくなりました。

嶋崎専門委員 1点だけ、申し訳ありません、「学歴の追加」というところで追加していただいたところで、あいまいな意見で申し訳ないんですけれども、以前に就業構造かどこかで専門学校というカテゴリーが、中学を卒業してからの専門学校と高校を卒業してからの専門学校とで非常にあやふやで、ですが、学歴の水準からするとかなり異なるので、この辺りが議論になったかと思います。結果は私、今、覚えておりませんが、それを踏まえて、せっかく導入するのであれば、他の基幹統計と同じカテゴリー、あるいは指示と同じにしていきたいと思います。

以上です。

阿藤部会長 その辺はどうですか。

厚生労働省上田室長 これは就業構造基本調査と同じカテゴリーで、そういうふう到手引にも書いてございます。

嶋崎専門委員 そうですか。分かりました。ありがとうございました。

阿藤部会長 ということで、議論してまいりまして、一応、決着のついたものとならないものがございましたけれども、御理解願っているということで、時間もきましたので、最後に次回の部会について、浜東調査官から御連絡をお願いします。

総務省浜東調査官 次回11月30日は今日とは場所が異なります。霞が関の中央合同庁舎4号館の共用1214特別会議室において実施いたします。また後ほど御通知申し上げますので、こちらではないということでもよろしく願いいたします。

時間でございますけれども、今日欠席していらっしゃる委員の関係がございまして、特に岩崎専門委員には次回は出ていただきたいというのもございますものですから、今のところ16時~18時ごろを予定しておりますので、これも時間を確定次第、通知したいと思っております。

今回の議論を踏まえまして、必要な資料等がございましたら、私どもあてに11月18日までに要求していただけたら、次回の部会までに準備したいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

今日お配りした資料ですけれども、メールでも同じようなものを送っておりますので、もし何でしたら置いていっていただければ、うちの方で保管させていただきます。

以上でございます。

阿藤部会長 本日の部会の概要は、11月20日開催予定の統計委員会で報告いたします。

本日の部会はこれで終了いたします。ありがとうございました。